

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための  
**児童発達支援等の利用者負担が無償化**されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、  
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、  
「**満3歳になって初めての4月1日から3年間**」です。

(具体的な対象者の例)

| 時 期                       | 対 象 者                                          |
|---------------------------|------------------------------------------------|
| 2019年10月1日<br>～2020年3月31日 | 誕生日が<br><b>2013年4月2日～2016年4月1日</b> までの障害のある子ども |
| 2020年4月1日<br>～2021年3月31日  | 誕生日が<br><b>2014年4月2日～2017年4月1日</b> までの障害のある子ども |

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い  
いただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

**無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。**

**詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。**